

沖縄県中小企業等経営革新強化支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 沖縄県知事（以下「知事」という。）は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）の規定に基づく経営革新計画の承認を受けた者のうち、小規模事業者が行う経営革新のための事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条（平成5年法律第51号）に規定する事業者をいう。
- (2) 経営革新計画 中小企業等経営強化法第14条の規定に基づき承認を受けたものをいう。ただし、中小企業等経営強化法第15条による変更の承認を受けたときは、その変更後のものをいう。
- (3) 経営革新 中小企業等経営強化法第2条第9項に規定するものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、小規模事業者が、承認を受けた経営革新計画に従って行う別表1に掲げる事業とし、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表2に掲げるとおりとし、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号の交付申請書を知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 知事は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。

- 2 前条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更する場合は、あらかじめ別記様式第2号の変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、軽微な変更（補助金総額に変更がなく、補助対象経費の各区分において補助金総額の20%を超えない範囲で変更しようとする場

合)はこの限りではない。

- (2) 補助事業者は、補助対象事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ別記様式第3号の中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業者は、補助対象事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記様式第4号の事故報告書により、知事に報告を行い、その指示を受けること。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、規則第7条の規定に基づき補助金の交付申請の取下げをする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、別記様式第5号の交付申請取下げ書を知事に提出しなければならない。

(契約等)

第9条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難または不相当である場合は、指名競争に付し、または随意契約によることができる。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、知事が報告を求めたときは、別記様式第6号の遂行状況報告書を知事に速やかに提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月5日のいずれか早い日までに、次に定める書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第7号)
- (2) その他知事が必要と認める書類

(額の確定等)

第12条 知事は、前条の報告を受けたときは、実績報告書等の審査を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第7条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納にかかる金額に対して、その未納にかかる期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、第8号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項の返還については、前条第3項の規定を準用する。

(交付決定の取消等)

第14条 知事は、第7条第2号の補助対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 規則、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合。
 - (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合。
 - (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
 - 4 前2項の規定に基づく補助金の返還及び加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(債権譲渡の禁止)

第15条 補助事業者は、第6条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 知事が第12条の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定され

なければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、知事が支払いの命令を行ったときに生ずるものとする。

(補助金の請求)

- 第16条** 補助事業者は、第12条第1項に基づく補助金の額の通知を受けたときは、すみやかに別記様式第9号の請求書を知事に提出しなければならない。

(財産の管理等)

- 第17条** 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、別記様式第10号による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。
 - 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第11条に定める報告書に別記様式第10号の2による取得財産等管理台帳明細表を添付しなければならない。
 - 4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部の納付を命ずることができる。

(財産の処分の制限)

- 第18条** 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、別記様式第11号による財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

- 第19条** 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
 - 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(収益納付)

- 第20条** 補助事業者は、補助事業の完了により、補助対象事業の成果の事業化、産業財産権の譲渡若しくは実施権の設定又はその他補助事業の実施に基づき相当の収益が生ずると認められる場合は、別記様式第12号により、知事に報告するものとする。
- 2 知事は、前項の報告があった場合、その内容を確認し、前項に規定する事由により相当の収益が生じたと認めた場合は、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、当

該補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(補助金の経理)

第 21 条 補助事業者は、補助対象事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、関係証拠書類とともに経理の状況を常に明確にし、補助対象事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(成果の公表)

第22条 知事は、本要綱により補助金を交付した事業について、その成果を公表することができる。

2 補助事業者は、知事が行う補助事業の成果の公表に協力しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第 23 条 補助事業者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

(委任)

第 25 条 この要綱の定めるもののほか、交付事務に関する事務の執行に関し必要な細目的な事項については、担当課長がその事務取扱を定めるものとする。

2 この要綱の改正のうち、様式に係る改正については、担当課長が行うことができるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年7月8日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月28日より施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月17日より施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日より施行する。

別表 1

補助対象事業
(1) 販路開拓事業
(2) 新商品等開発事業
(3) 新技術、新システム導入事業
(4) その他経営革新計画の実施に必要な事業として知事が適当と認めた事業

別表 2

経費区分	内 容	補助率	補助上限額
① 広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、および広報媒体等を活用するために支払われる経費（印刷製本費、広告宣伝費等）	3分の2以内	50万円以内
② 展示会等 出展費	新商品等を展示会等に出展または商談会に参加するために要する経費（会場借料、通信運搬費、旅費等）		
③ 開発費	新事業活動に関する商品や役務開発に伴う原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工等を行うために支払われる経費（原材料費等）		
④ 専門家 派遣費	事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に支払われる経費（謝金、旅費）		
⑤ 機械装置 等費	新事業活動に関する商品や役務開発のため、設備や専用ソフト等の購入、リース等に要する経費（ソフトウェア購入費等）		
⑥ 外注費	上記①から⑤に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務を第三者に外注（請負、委託等）するために支払われる経費（自ら実施することが困難又は自ら実施することが適当でない業務に限る。）		

備 考 消費税及び地方消費税については、補助対象外とする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該事業終了まで該当することはありません。

(1) 補助事業者として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 補助事業者として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を取引の相手方としません。

3 取引の相手方が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は取引の相手方が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、当該事業の担当官等へ報告を行います。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
会 社 名
役職・代表者名

令和 年度 沖縄県中小企業等経営革新強化支援事業費補助金交付申請書

沖縄県中小企業等経営革新強化支援事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 事業名

2. 補助金交付申請額

千円

3. 補助事業の開始（予定）日

年 月 日

4. 補助事業の完了予定日

年 月 日

（関係書類）

1. 補助事業計画書
2. 収支予算書及び積算にかかる資料

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
会 社 名
役職・代表者名

令和 年度 沖縄県中小企業等経営革新強化支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた沖縄県中小企業等
経営革新強化支援事業について、下記のとおり計画を変更したいので、承認願います。

記

1. 変更の内容

2. 変更の理由

（備考）

- 1 変更の理由たる事実を明らかにする書類を添付すること。
- 2 新旧対照表を添付すること。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
会 社 名
役職・代表者名

令和 年度 沖縄県中小企業等経営革新強化支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた沖縄県中小企業等経営革新強化支援事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認願います。

記

1. 中止（廃止）の理由
2. 中止の期間（廃止の時期）
3. 中止（廃止）の日までに要した経費の額

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
会 社 名
役職・代表者名

令和 年度 沖縄県中小企業等経営革新強化支援事業費補助金事故報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた沖縄県中小企業等
経営革新強化支援事業について、下記のとおり事故があったので報告します。

記

1. 事故の進捗状況
2. 事故発生までに要した経費
3. 事故の内容及び原因
4. 事故に対する措置

（備考）

事故の原因たる事実を明らかにする書類を添付すること。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
会 社 名
役職・代表者名

令和 年度 沖縄県中小企業等経営革新強化支援事業費補助金交付申請取下げ書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた沖縄県中小企業等経営革新強化支援事業について、沖縄県中小企業等経営革新強化支援事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり交付の申請を取り下げます。

記

1. 交付決定通知書の受領年月日
2. 交付の申請を取り下げようとする理由

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
会 社 名
役職・代表者名

令和 年度 沖縄県中小企業等経営革新強化支援事業費補助金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって報告を求められた沖縄県中小企業等経営革新強化支援事業の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の遂行状況
(年 月 日現在)
2. 事業に要する経費の収支状況
3. その他参考となる事項

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
会 社 名
役職・代表者名

令和 年度 沖縄県中小企業等経営革新強化支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた、沖縄県中小企業等経営革新強化支援事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の実施期間

年 月 日着手
年 月 日完了

2. 事業の成果

3. 交付決定の額及びその精算額

(円)

経費の区分	交付決定額	精算額	差引
計			

(添付書類)

1. 補助対象経費収支精算書及び支出済額明細書
2. 事業の経過又は成果を証する書類
3. その他参考となる書類

様式第 8 号（第 13 条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
会 社 名
役職・代表者名

令和 年度 沖縄県中小企業等経営革新強化支援事業費補助金
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた令和 年度 沖縄
県中小企業等経営革新強化支援事業費補助金について、中小企業経営改善支援事業補助金交付
要綱第 13 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1 補助金額（交付要綱第 12 条による額の確定額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る
消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |
- （注）別紙として積算の内訳を添付してください。

様式第9号（第16条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
会 社 名
役職・代表者名
連 絡 先
担 当 者 氏 名

令和 年度 沖縄県中小企業等経営革新強化支援事業費補助金請求書

年 月 日付け 第 号をもって額の確定通知を受けた沖縄県中小企業等経営革新強化支援事業について、下記のとおり請求します。

記

1. 請求額 円

補助金内訳

区 分	金 額
交付決定額	円
確定額	円
今回請求金額	円

2. 振込先

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協
支店名	本店・支店 出張所
預金種別	1 普通 2 当座 3 貯蓄 4 その他 ()
口座番号	
口座名義	
口座名義 (カナ)	

(注) 口座名義の「フリガナ」は正しく記入してください。

様式第 10 号（第 17 条関係）

取 得 財 産 等 管 理 台 帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	助成率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ) に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ) 無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第 10 号の 2 (第 17 条関係)

取得財産等管理台帳明細表(令和 年度)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	助成率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ) に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ) 無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
会 社 名
役職・代表者名

令和 年度 沖縄県中小企業等経営革新強化支援事業費補助金
財産処分承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった補助事業に関し、下記の財産を処分したいので、沖縄県中小企業等経営革新強化支援事業費補助金交付要綱第 18 条の規定により、承認を申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

様式第 12 号（第 20 条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
会 社 名
役職・代表者名

令和 年度沖縄県中小企業等経営革新強化支援事業費補助金
収益納付に係る報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記補助事業に関し、
補助対象事業の事業化等の状況について、沖縄県中小企業等経営革新強化支援事業費補助金交
付要綱第 20 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助対象事業の実施結果の事業化等の有無

- | | | |
|------------------------------|---|---|
| (1) 補助対象事業の成果の事業化 | 有 | 無 |
| (2) 産業財産権等の譲渡又は実施権の設定 | 有 | 無 |
| (3) その他補助対象事業の実施により発生した相当の収益 | 有 | 無 |

2 納付額等

(単位：円)

計画名	補助金額 (A)	補助対象経費 (B)	補助事業に係 る売上額 (C)	補助事業に係 る収益額 (D)	控除額 (E)	納付額 (F)

【記載注意事項】

- (1) 1 (1) から (3) においてすべて「無」の場合には、上記の表への記入は不要。
- (2) 「補助金額 (A)」は、「様式第 8 号 (第 13 条関係) 1」に記載の補助金額をいう。
- (3) 「補助対象経費 (B)」とは、様式第 7 号 (第 11 条関係) で添付する「補助対象経費収
支精算書及び支出済額明細書」に記載のある補助対象経費合計をいう。
- (4) 「補助事業に係る売上額 (C)」とは、当該事業の売上額をいう。
- (5) 「補助事業に係る収益額 (D)」とは、事業により直接生じた収益であり、「補助事業に
係る売上額 (C)」から、同売上額を得るのに要した額 (補助対象経費以外の製造原価・
販売管理費等) を差し引いた額をいう。
なお、「補助事業に係る収益額 (D)」がゼロまたはマイナスの場合には、報告不要とす
る。
- (6) 「控除額 (E)」とは、「補助対象経費 (B)」のうち、補助事業者が補助事業を実施する
にあたり自己負担によって支出した額をいう。
 $\text{控除額 (E)} = \text{補助対象経費 (B)} - \text{補助金額 (A)}$
- (7) 「納付額 (F)」 = $(\text{「補助事業に係る収益額 (D)」} - \text{「控除額 (E)」})$
 $\times (\text{「補助金額 (A)」} / \text{「補助事業対象経費 (B)」})$ * 円未満切上げ

(注) 補助対象事業に係る収益額等の算定の根拠となる資料を添付すること。